

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2022年12月26日(月)



今回は1月10日
(火)号となります
皆様良い新年を
お迎えください

◆ 今週のコよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12/26(月) 先負
27(火) 仏滅
28(水) 大安 官庁御用納め、改正公職選挙法(10増10減)施行
29(木) 赤口
30(金) 先勝 東京証券取引所など大納会
31(土) 友引 大晦日
1/1(日) 先負 令和5年元旦

〓 先週の株と為替 〓

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/19(月)	27,238 ▼289	135.83 △1.39
20(火)	26,568 ▼670	132.58 △3.25
21(水)	26,388 ▼180	131.75 △0.83
22(木)	26,508 △120	131.95 ▼0.20
23(金)	26,235 ▼273	132.52 ▼0.58

令和5年度税制改正大綱(主な中小関連)

◎中小企業向け設備投資税制の見直し等……*投資促進税制及び経営強化税制について、対象資産を一部除外(一定のコインランドリー設備など)した上で2年延長、*防災・減災投資促進税制について、対象資産に耐震装置を追加等した上で2年延長、*先端設備等導入計画に基づき導入した一定の設備について、固定資産税の課税標準を3年間1/2(一定の場合は最大5年間1/3)とする特例を講じます。

◎インボイス制度に係る見直し……令和5年10月からのインボイス制度について、*免税事業者がインボイス発行事業者(課税事業者)になった場合に、消費税の納税額を売上に係る消費税額の2割とする軽減措置を3年間講じる、*基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者等が行う課税仕入れが1万円未満の場合は、帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置を6年間講じる、などの見直しを行います。

◎電子帳簿等保存制度の見直し……*電子取引データに係る保存制度について、出力した書面等による保存も認める宥恕措置は適用期限(令和5年末)で廃止しますが、令和6年以降は要件に従って保存をすることができない相当の理由がある事業者に対する猶予措置を講じるほか、一定要件のもと検索要件を不要とする措置の対象者を売上高5千万円以下の事業者等に拡大する、*スキャナ保存制度について、令和6年から解像度、階調、大きさに関する情報の保存要件を廃止する、などの見直しを行います。

◎防衛力強化に係る財源確保のための措置(法人税の部分)……令和6年以降の適切な時期(未定)から、法人税額(500万円超の部分)に対して税率4~4.5%の新たな付加税を課します。

■この記事の詳細は、情報BOX201550

一定の財産を保有する方は調書の提出を

その年の12月末時点で5千万円超の国外財産を保有している方は「国外財産調書」、その年分の所得金額(退職所得を除く)が2千万円超であり、12月末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産(有価証券等)を有する方は「財産債務調書」を、その年の翌年3月15日までに所轄税務署長へ提出する必要があります。

なお、これらの調書は令和5年分から提出期限が「その年の翌年6月30日」になるほか、調書の記載を簡略化できる範囲が拡大します。また、財産債務調書の提出義務者に「その年の12月末時点で10億円以上の財産を有する方(所得基準なし)」が加わります。

★★★ 1月のチェックポイント ★★★

- ※今年も新型コロナ、インフルエンザの感染に留意しつつ営業計画・資金繰り対策を行います。
- ※年末調整の結果による過不足を精算した後の源泉所得税の納付期限は1月10日(火)です。
- ※納期の特例適用者の源泉所得税(7月~12月分)の納付期限は1月20日(金)です。
- ※給与計算の前に「扶養控除等申告書」を受理し、チェックのうえ源泉徴収簿等に各事項を転記。
- ※「法定調書」「給与支払報告書」「償却資産申告書」の提出は1月31日(火)です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和5年度与党税制改正大綱の概要（主な中小企業関連）

◆中小企業の設備投資関連税制の見直し・延長等

◎中小企業投資促進税制

対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する、などの見直しを行った上で、適用期限を2年延長します。

◎中小企業経営強化税制

特定経営力向上設備等の対象から、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、適用期限を2年延長します。

◎中小企業防災・減災投資促進税制

対象資産に耐震装置を追加し、令和7年4月以後に取得等をする資産の特別償却率を16%（令和5年4月以後は18%）に下げた上で、適用期限を2年延長します。

◎先端設備等導入計画に基づく設備投資に係る固定資産税の特例措置の創設

市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画に記載された一定の機械装置等を導入した場合に、固定資産税の課税標準を3年間1/2※とする特例措置を2年間（令和5年4月から令和7年3月まで）講じます。

※雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させることを同計画に位置付け、労働者に表明したことを証明する書類を添付して市町村の認定を受けた場合は最大5年間、課税標準を1/3とする。

◆インボイス制度（適格請求書等保存方式）に係る見直し

・これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割とすることができる3年間（令和5年10月から令和8年9月までの日の属する各課税期間）の負担軽減措置を講じます。

・基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月から令和11年9月までの間に国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引について、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講じます。

・1万円未満の値引きや返品等の返還インボイスについて、交付義務を免除します。

・インボイス発行事業者登録制度について、令和5年10月1日にインボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者が令和5年4月以後に登録申請書を提出する場合、困難な事情の記載がなくても令和5年9月までの申請は令和5年10月1日を登録開始日として登録するなどの見直しを行います。

◆電子帳簿等保存制度の見直し

◎電子取引データに係る保存制度

・電子取引の取引情報に係るデータについて、出力した書面等による保存も認める宥恕措置は適用期限（令和5年12月末）をもって廃止となりますが、令和6年以後は保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由がある事業者に対して、データのダウンロード及び出力書面の提示等の求めに応じることができるようにしている場合は、検索機能等の要件を満たしていなくてもデータのまま保存できるとする猶予措置を講じます。

・データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合に検索要件の全てを不要とする措置の対象者を、その判定期間における売上高が5,000万円以下の事業者等に緩和します。

◎スキャナ保存制度

令和6年から、*国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止、*国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止、などの見直しを行います。

◆防衛力強化に係る財源確保のための措置（法人税の措置）

わが国の防衛力の抜本的な強化を行う財源を確保するため、法人税、所得税及びたばこ税について税制措置を講じて、令和6年以降の適切な時期（未定）に施行します。

税制措置のうち法人税については、法人税額に対して税率4~4.5%の新たな付加税を課しますが、中小法人に配慮する観点から課税標準となる法人税額から500万円を控除します。